

議案第71号

瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年8月30日提出

瀬戸内市長 武久顕也

## 瀬戸内市条例第 号

### 瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例(平成 23 年瀬戸内市条例第 31 号)の一部を次のよう改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の次に「(婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。次条第 1 項第 1 号において同じ。)」を加える。

第 6 条第 1 項第 1 号中「(事実上の婚姻関係を含む。)」を「(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例(平成23年瀬戸内市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第5条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時に                      において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同                      様の事情にあった者_____</p> <p>_____を含む。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(犯罪被害者等支援金を支給しないことができる場合)</p> <p>第6条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等支援金を支給しないことができ                      る。</p> <p>(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)                      _____</p> <p>_____があるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第5条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時                      において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同                      様の事情にあった者(婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態が                      ある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。次条第1項第1                      号において同じ。))を含む。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(犯罪被害者等支援金を支給しないことができる場合)</p> <p>第6条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等支援金を支給しないことができ                      る。</p> <p>(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情に                      あった者を含む。))があるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

## 瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例施行規則（平成 23 年瀬戸内市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 23 年瀬戸内市条例第 30 号」を「平成 23 年瀬戸内市条例第 31 号」に改める。

第 2 条第 1 項第 4 号中「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の次に「(婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。次号において同じ。)」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例施行規則(平成23年瀬戸内市規則第37号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例(平成23年瀬戸内市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遺族支援金の支給の申請)</p> <p>第2条 遺族支援金の支給について、条例第8条第1項の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、遺族支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡した当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者_____であるときは、その事実を認めることができる書類</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例(平成23年瀬戸内市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遺族支援金の支給の申請)</p> <p>第2条 遺族支援金の支給について、条例第8条第1項の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、遺族支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡した当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者(婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。次号において同じ。)であるときは、その事実を認めることができる書類</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>